学校法人根津育英会武蔵学園情報の公開及び開示に関する規程

2022年９月22日
制定

改正　　2025年2月13日一部改正

（目的）

第１条　この規程は、学校法人根津育英会武蔵学園（以下「本学園」という。）が保有する情報の公開及び開示に関し必要な事項を定めることにより、本学園の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、各用語の定義は各号に定めるところによる。

（１）　公開とは、本学園が保有する情報を容易に閲覧できるような方法で公表することをいう。

（２）　開示とは、この規程に定める閲覧請求手続に基づき、閲覧を請求した者に対して情報を示すことをいう。

（公開する情報）

第３条　本学園は、次の各号に掲げる情報を、広く社会に公開するものとする。

（１）　本学園の基本的情報

ア　建学の三理想

イ　教育理念

ウ　沿革

エ　寄附行為

オ　組織図

カ　役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいい、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの。以下同じ。）

キ　役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準

ク　行動規範

ケ　武蔵大学学則及び武蔵大学大学院学則

（２）　経営及び財務に関する情報

ア　中期計画

イ　事業計画

ウ　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書

エ　事業報告書及びその附属明細書

オ　監査報告

カ　会計監査報告

キ　財産目録

ク　授業料等納付金

（３）　武蔵大学の教育研究活動等の状況に関する情報

ア　教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。

イ　教育研究上の基本組織に関すること。

ウ　教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

エ　入学者の選抜に関すること。

オ　入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。

カ　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

キ　学修の成果にかかる評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。

ク　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

ケ　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。

コ　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

サ　研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、大学院に入学した者のうち標準修業年限以内

で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。
シ　大学院が行う学位論文に係る評価に当たっての基準に関すること。
ス　教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関すること。
（４）　大学等に係る修学の支援に関する法律第７条第１項の確認に係る申請書
（５）　武蔵高等学校及び武蔵中学校の教育に関する情報
（６）　武蔵高等学校の次の各号に掲げる方針
ア　高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
イ　教育課程の編成及び実施に関する方針
ウ　入学者の受入れに関する方針
（７）　評価に関する情報
ア　武蔵大学自己点検・評価報告書
イ　認証評価機関による武蔵大学に対する大学評価（認証評価）結果
ウ　武蔵高等学校及び武蔵中学校の学校評価に関すること。
（８）　コンプライアンス等に関する情報
（９）　ガバナンス・コードに関する情報
２　前項の規定による情報の公開は、インターネットの利用により行うものとする。
３　前２項によるものにかかわらず、本学園はその諸活動について、その保有する情報の公開に関する施策の整備に努めるものとする。
（非公開情報）
第４条　本学園の保有する情報に次のいずれかの情報が含まれている場合は、当該情報を非公開とする。
（１）　個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
ウ　当該個人が本学園の役員及び教職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役員及び教職員等の職並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし，公にすることによって特段の支障を生ずるおそれがある場合を除く。
（２）　本学園以外の法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
イ　本学園の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
（３）　本学園の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
（４）本学園の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
（開示する書類）
第５条　本学園は、次に掲げる書類を事務所に備え置き、閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これを開示しなければならない。
（１）　寄附行為
（２）　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書
（３）　事業報告書及びその附属明細書
（４）　監査報告

（５）　会計監査報告
（６）　財産目録
（７）　役員等名簿
（８）　役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
２　前項の書類は、当該書類を提出する定時評議員会の日の１週間前の日から５年間、本学園の事務所に備え置かなければならない。
（閲覧申請手続）
第６条　前条に定める書類（以下「書類」という。）を閲覧しようとする者は、閲覧申請書に住所、氏名、閲覧しようとする書類及びその他必要な事項を記入し、本人確認書類とともに、総務課に提出しなければならない。
２　前項の申請は、総務課の開室時間内に行わなければならない。
（閲覧申請の拒絶等）
第７条　本学園は、次に掲げる場合は、前条の閲覧の申請を拒絶することができる。
（１）　所定の日時外の日時に申請がなされた場合その他この規程に定める手続に違反した申請である場合
（２）　本学園を誹謗中傷することを目的とする場合その他不法・不当な目的でなされた場合
（閲覧）
第８条　書類の閲覧は、総務課の開室時間内に、総務部会議室において行う。
２　本学園は、正当な理由がある場合は、閲覧を申請した者の希望にかかわらず、閲覧の日時を指定することができる。
３　閲覧する者は、書類を汚損若しくは毀損し、又は閲覧室以外の場所に持ち出してはならない。
４　閲覧する者は、書類をコピー又は撮影してはならない。
（閲覧の停止又は禁止）
第９条　書類を閲覧又は閲覧しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ又は禁止することができる。
（１）　書類を汚損若しくは毀損し、又は指定された閲覧場所以外の場所に持ち出そうとするとき。
（２）　係員の指示に従わないとき。
（３）　他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
（４）　その他この規程に違反したとき。
（所管）
第10条　この規程に関する所管部署は、総務課とする。
（改廃）
第11条　この規程の改廃は、常任理事会が行う。
附　則
１　この規程は、2022年９月22日から施行する。
２　この規程の施行に伴い、学校法人根津育英会武蔵学園財産目録等書類閲覧規程（平成17年７月28日制定）は廃止する。
附　則
１　この附則は、2025年４月１日から施行する。
２　計算書類の附属明細書、事業報告書の附属明細書、及び会計監査報告に関わる条項は、施行日に開始した会計年度から適用する。